

通信販売のトラブルが増加しています！！

通販サイトに健康食品の広告があった。お試し価格500円で、安いと思い注文した。商品が届き同封の請求書を見ると、今回の契約は**6回の定期購入**で、**2回目以降は1回8,000円**になると書いてあった。

サイトを再確認すると、とても小さな文字で"定期購入"と書かれていた。「解約したい」と申し出たが「できない」と言われた。

(大分市 60歳代 男性)



アドバイス



通信販売にはクーリング・オフは適用されず、原則として業者の示す契約・解約条件に従うことになります。

「**お試し**」「**初回無料**」などと大きく表示されている広告に惑わされないよう気をつけましょう。



契約・解約条件をよく確認しましょう！！
トラブルになったら、すぐに相談しましょう！！

